

各位

平成19年3月2日
福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目3番9号
株式会社ワールドインテック
代表取締役社長 伊井田 栄吉
(コード番号: 2429)
問い合わせ先 責任者役職名 取締役経営管理本部長
氏名 菅野 利彦
電話 093-533-0540

従業員等に対するストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成19年3月2日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記のとおり、当社従業員等に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の従業員ならびに当社の外部協力者に対しストックオプションを実施することで当社の連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当て対象者

当社及び当社子会社の従業員ならびに当社の外部協力者

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,000株を上限とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

1,000個を上限(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。))は1株とする。

ただし、普通株式の分割または併合が行われた場合には、付与株式数は、上記(2)と同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は新株予約を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

ただし、その金額が新株予約権を発行する日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分が行われる場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

付与から10年以内とする。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において当社及び当社子会社の従業員ならびに当社の外部協力者の地位にあることを要する。

新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないことならびに当社及び当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分を受けていないことを要する。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認決議がなされた時は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使前に上記(7)の規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

以上